

監査公表第16号

平成25年3月29日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成25年8月23日

福島県監査委員 青 木 稔

福島県監査委員 亀 岡 義 尚

福島県監査委員 美 馬 武千代

福島県監査委員 尾 形 克 彦

25財第989号

平成25年7月12日

福島県監査委員 青 木 稔

福島県監査委員 亀 岡 義 尚

福島県監査委員 美 馬 武千代

福島県監査委員 尾 形 克 彦

様

福島県知事 佐 藤 雄 平 団

財政的援助等監査に係る措置状況について(通知)

平成25年3月19日付け24福監第221号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

財政的援助等監査に係る措置状況について

- 1 監査対象法人等 公益財団法人福島県観光物産交流協会(旧財団法人福島県観光物産交流協会)
- 2 所管部局 商工労働部
- 3 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」</p> <p>会計処理について、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」</p> <p>次のとおり、協会会計規程に則った適正な会計処理が行われておらず、また、内部牽制体制が不完全なため適切なチェックも行われていない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利付国債券の3月分の利息550,000円について、平成23年度の収益とすべきだったにもかかわらず、年度末の預金通帳の記帳確認を怠ったために、平成24年度の収益としている。 2 総勘定元帳と現金出納帳の差異161,522円について、現金出納帳の誤記帳を訂正すべきところ、当該誤記帳に基づき雑損失として誤って計上している。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 今後は、年度末の通帳記帳を必ず行い再発防止を徹底することとしました。 2 差異発生の原因について再度検証を行ったところ、仕訳誤りが確認されました。今後は、現金の残高と現金出納帳を毎日照合し、会計規程第29条に規定する現金(預金)残高報告を徹底するとともに、内部での定期的な会計検査の実施により内部牽制体制を強化し、再

<p>3 什器備品である陳列棚 2 件、2,283,730 円の取得に当たり、契約書が省略できる場合に該当していないにもかかわらず契約書を作成しておらず、また、什器備品台帳も整備されていない。</p> <p>「是正、改善等の意見」</p> <p>会計処理にあたっては、事務局内の内部牽制体制を整備のうえ、関係規程に基づき適切かつ的確に行うこと。</p>	<p>発防止を徹底することとしました。</p> <p>3 今後は、会計規程第 30 条から第 34 条の規定を遵守し、什器備品台帳の作成及び管理を徹底するとともに、内部での定期的な会計検査の実施により内部牽制体制を強化し、再発防止を徹底することとしました。</p>
--	--

(監査総務課)